

「関東大震災映像デジタルアーカイブ」広報素材利用申込書

※別紙の画像リストをご参照の上、貸出を希望される素材の にチェックをつけてください。

| 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』スチル画像 | | |
|-------------------------------------|---|---------------------------------|
| | 1 | 静岡県／倒漬・損壊／田方郡大場（現・三島市大場）の惨状 |
| | 2 | 静岡県／倒漬・損壊,避難生活の場／三嶋大社境内の避難民 |
| | 3 | 静岡県／避難生活の場／駿河駅に止った機関車 |
| | 4 | 静岡県／避難生活の場／森村橋付近で避難生活を送る人々 |
| | 5 | 静岡県／倒漬・損壊／第五相沢川橋梁の落橋 |
| | 6 | 静岡県／倒漬・損壊／被災した伊東・大川橋 |
| | 7 | 北／避難／入京制限の看板が立つ赤羽駅前 |
| | 8 | 北／避難,救助・救護・救援／避難民らであふれる田端駅周辺と構内 |
| 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』動画 | | |
| | | 上の画像を含むシーンのクリップを繋ぎ合わせた動画です |

広報素材貸出条件

1. 素材は、「関東大震災映像デジタルアーカイブ」の紹介にのみ使用する。
2. 画像利用の場合、サイト名「関東大震災映像デジタルアーカイブ」と、「制作：国立映画アーカイブ、国立情報学研究所」を明記する。動画利用の場合、本素材を放送・使用する全篇に「映像提供：国立映画アーカイブ」の一文及び作品のクレジット「『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』（1923年）」を提示する。
3. データを第三者に渡さない。使用後、提供素材は消去する。メディアで提供した場合は使用後2週間以内に国立映画アーカイブに返却するものとする。
4. 作品画像は全図で使用し、部分使用・トリミング・加工などの改変は行わない。動画素材の場合、短くカットしたい等の場合は事前にその旨を伝えること。
5. 掲載紙（誌）または放映データを、下記の広報担当宛に納品する。WEBサイトの場合は、掲載時に報告する。
6. 申請の使用目的以外での再利用・複製・転売・貸与・譲渡等は一切行わない。
7. 二次利用にあたっては、事前に下記の広報担当に事前に報告する。

※事前に校正データをお送りください。

*広報素材貸出条件に同意の上、下記に必要事項を記入し、メールまたはFAXにてご提出ください。
申込書が届き次第、内容を確認し、メールにて素材をお送りします。

お名前：

ご所属・媒体名：

出版物・放送番組名：

T E L :

F A X :

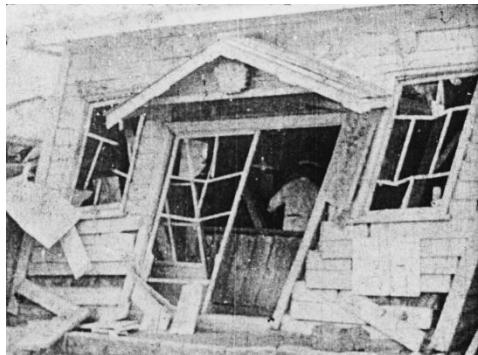
メールアドレス：

【送付先】国立映画アーカイブ「関東大震災映像デジタルアーカイブ」広報担当
電話：03-3561-0823／FAX：03-3561-0830／E-mail：kanto1923@nfaj.go.jp

広報用画像リスト

※キャプションの併記をお願いします。

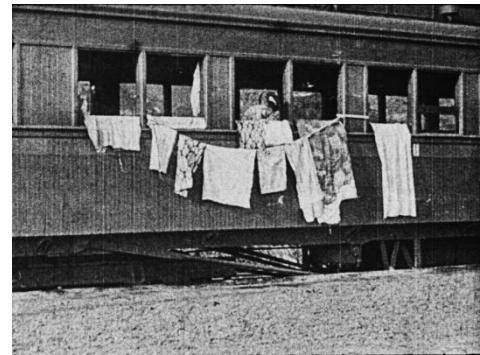
1



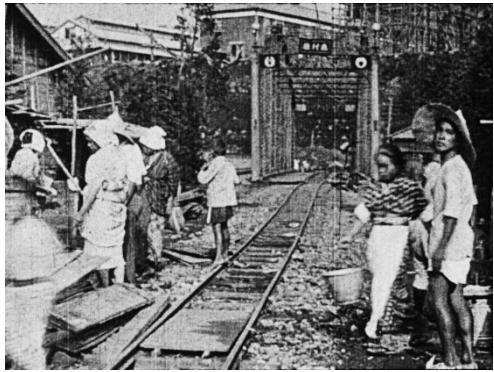
2



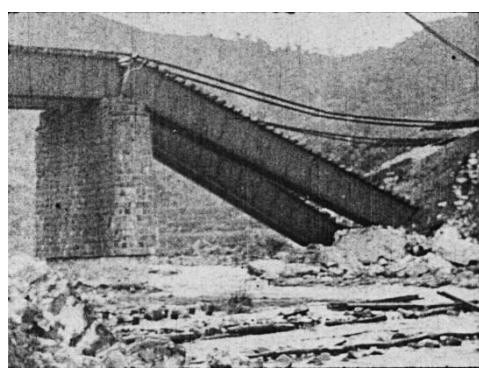
3



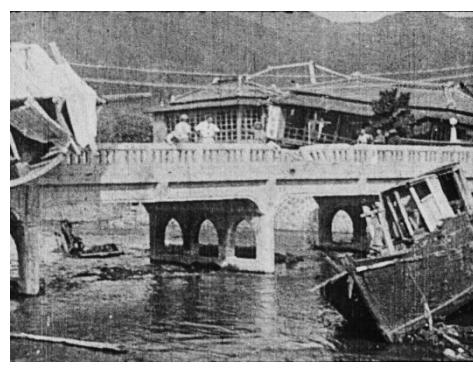
4



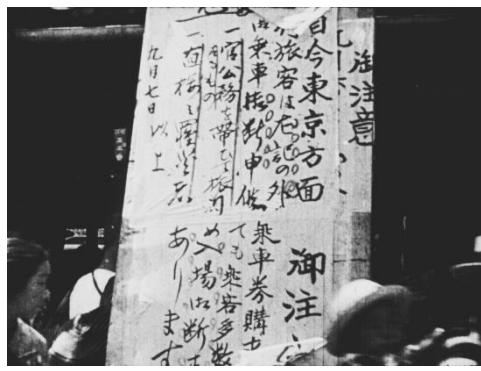
5



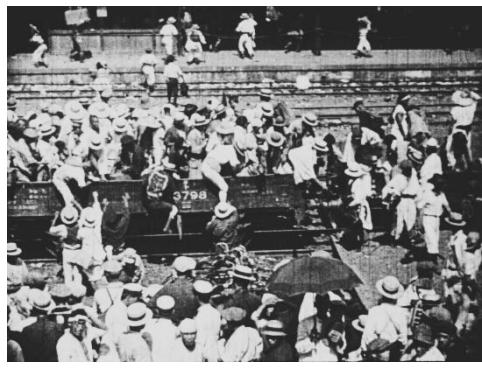
6



7



8



【キャプション】

1. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 田方郡大場（現・三島市大場）の惨状
2. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 三嶋大社境内の避難民
3. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 駿河駅に止まった機関車
4. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 森村橋付近で避難生活を送る人々
5. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 第五相沢川橋梁の落橋
6. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 被災した伊東・大川橋
7. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 入京制限の看板が立つ赤羽駅前
8. 『東京関東地方 大震災惨害實況 大正十二年九月一日二日三日』 1923年 避難民らであふれる田端駅周辺と構内